

隣接地所有者の立会同意届出書

令和 年() 月 日

横 須 賀 市 長 あて

住 所 _____

氏 名・名 称 _____

私の所有する 横須賀市 町 丁目 番 の土地と市道(河川)等との境界確定協議申請にあたり、隣接地の所有者が現地立会協議をすることについて同意を得ましたので、届け出ます。

土地の所在		同意者（所有者）	
町名	地番	住 所	氏名・名称
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	

- 1 隣接地の所有者とは、申請土地に対し向う三軒両隣となります。
- 2 この同意については、土地境界を確認するために立ち会って協議していただけることを確認するものであって、土地の境界について承諾するものではありません。
土地境界を確認するための立会いの日時については、後日、横須賀市から立会い通知（ハガキ）によりお知らせします。
- 3 隣接地の所有者が遠隔地に所在する場合、電話等での確認により同意に代えることができますが、同意を得た年月日とその方法を記載してください。

市道(河川)等に隣接する土地所有者の立会同意届出書について

横須賀市では、市道(河川)等の境界を決めるにあたり、市道(河川)等に隣接する土地所有者の方から市道(河川)等境界確定協議申請を受けて境界の確定作業を行っています。

境界の確定作業を行うためには、境界を確定するための資料調査、現地確認作業、仮杭設置等の準備作業が必要となります。

本市では、境界確定作業を円滑に行うため、申請者の方に関係する土地所有者(以下、「関係権利者」という。)の方から事前に現地立会いの同意を得てもらうようお願いをしています。

これは、関係権利者の方と現地で立会いを行い、承諾を得られないと境界が確定できないため、事前に関係権利者の方から境界を確定する意向(現地立会い)を確認する目的で行っているものです。

関係権利者の方の同意をいただいて、申請書等が揃った段階で具体的な境界確定作業に入り、現地に仮杭等の準備が出来た段階で、市から関係権利者の方に立会い通知書(ハガキ)を送付させていただき、現地立会いを行って境界を確定することとなります。この立会いの段階で境界について協議が成立しなかった場合は、不調となり、境界は決まらないこととなります。

なお、市道(河川)等との境界が決まっていない場合、土地の分筆等の登記申請や土地売買等の必要が生じたときにはお困りになりますので、ご自分の土地を確定する上でも市道(河川)等の境界確定にご理解とご協力をお願いいたします。

(問合せ先)

横須賀市 建設部土木用地課 道路境界担当

TEL 046-822-8352

E-mail. ra-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp